保健福祉センター
発信@みなくる

児童扶養手当制度のご案内

両親の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願って支給される児童扶養手当制度について、下記のとおりご案内いたします。

【支給対象】

18歳の年度末までの間にある児童（児童が一定以上の障害をもっている場合は20歳まで）を監護・養育している母子家庭の母や養育者に支給されます。※所得制限があります

【支給額】

児童１人	【全部支給】月額41,720円
	【一部支給】所得に応じて月額41,710円から9,850円まで10円きざみの額
児童２人目	月額5,000円
児童３人目以降	1人につき 月額 3,000円を加算

【請求手続き】

保健福祉課社会福祉係（保健福祉センターみなくる）で認定請求に次の書類を添えて手続きしてください。

①認定請求書②公的年金調書③印鑑④請求者の戸籍謄本（離婚年月日記載のもの）
⑤請求者の住民票謄本⑥その他必要書類（必要書類はその方の状況によって違いますので事前に窓口でご相談ください。）

小地域ネットワーク活動推進事業
「みんなでつくる 安心して暮らせるまち、みなみふらの」
よってたかって しあわせ講座　日程変更のお知らせ

第３回目の健康づくり研修会が9月25日（金）から9月30日（水）へ変更になりました。

第３回　9月30日（水）13時30分から15時00分
健康づくり研修会
【講師】富良野協会病院 理学療法士 中山 良人 氏
場所：保健福祉センターみなくる

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる
保 健 福 祉 課 ☎ 52-2211 FAX 39-7020
社会福祉協議会 ☎ 39-7711 FAX 52-3711